

庁議付議事案 審議要旨（記録）（平成27年1月15日開催）

付議事案名：「国立市パブリックコメント手続に関する指針」の策定について

提案課 政策経営部政策経営課

議事要旨公開・時限非公開の別

- 決裁後公開します (をチェックした場合、その理由)
 (庁議で集約)後公開します

1. 付議事案の概要

(付議目的)

パブリックコメント手続については、現在、市として統一的基準を設けておらず、各課の判断により実施の有無、期間、方法等任意で運用している。多摩26市では17市が何らかの基準を設けており、市として情報公開の課題の1つとなっていることから、市としての統一基準として指針を策定するため付議する。

(経過及び現状)

平成26年第1回定例会、第3回定例会一般質問にて「平成26年中に策定する」旨の答弁

平成26年12月25日 理事者説明

平成26年12月26日 庁議付議（継続審議）

(具体的な措置)

国立市パブリックコメント手続に関する指針（案）のとおり策定し運用していく。

2. 集約

基本的に原案の内容で確認し、事務を行っていく。ただし指示のあった事項については調整する。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【質疑等】

・説明会やタウンミーティングの実施については、「政策等の案の公表及び公表手段」として例示すべきではないか

パブリックコメントは、市民の意見を聴く多様なチャンネルの一つであり、説明会やタウンミーティングなど同列の扱いであると考えられる。今回制定する指針は、パブリックコメント手続に関する指針であることから、説明会等については記載していない。

・行政手続法に規定される意見公募との関係はどうか

行政手続法上の規定は、地方公共団体については適用除外となっている。ただし、法の趣旨にのっとり、必要な措置を講ずる努力義務がある。今回の指針の制定は、この努力義務を受けてのものである。

【指示事項】

・指針の例規上の位置づけ市民に市の姿勢を示していく要綱等の方向で、検討すること。